

第 53 期 令和元年度第 6 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和元年 11 月 27 日 (水)
香川労働局第 1 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和元年度最低賃金の改定状況について

(2) その他

3 閉 会

第 53 期 令和元年度第 6 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 資料No. 1 第 53 期 香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川県の最低賃金
- 資料No. 3 令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 4 - 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）
- 資料No. 4 - 2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- 資料No. 5 - 1 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 資料No. 5 - 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書・参考）
- 資料No. 5 - 3 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書・参考）
- 資料No. 5 - 4 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書・参考）
- 資料No. 5 - 5 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書・参考）
- 資料No. 6 - 1 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 6 - 2 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 7 すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
- 資料No. 8 香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します

第53期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和元年11月25日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益 代表 表	あずま けいすけ 東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠池 信宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	香川大学法学部 教授	
	まつだ ゆかり 松田 有加里	高松大学経営学部経営学科 講師	
労働 者 代 表	おおしま みきとし 大島 幹敏	U Aゼンセン香川県支部 支部長	
	たき な おこ 瀧 菜穂子	四国労働金庫労働組合香川県支部 副支部長 日本労働組合総連合会香川県連合会女性委員会 事務局長	
	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長	
使 用 者 代 表	あやだ しょうこ 綾田 正子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	くぼた しんいち 窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	
	しのはら よしちか 篠原 敬周	今治造船株式会社 人事総務本部丸亀人事総務グループ長	
	ともくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	
	はまだ とおる 濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問	
任命年月日	平成31年4月21日（任期は、令和3年4月20日まで） （※ 窪田委員は令和元年11月25日任命 任期は同じく令和3年4月20日まで）		

(注) 各側委員は五十音順

確認しましょう！最低賃金

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	818円	令和元年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
冷凍調理食品製造業最低賃金	819円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和元年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	940円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	953円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (※光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	883円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和元年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 3

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
<p>香川地方 最低賃金審議会</p> <p>31.4.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年7月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理の選出 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 	<p>② 令和元年7月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程 	<p>③ 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程 	<p>④ 令和元年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額818円 (+26円、3.28%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問
<p>運営小委員会</p> <p>元.7.8 委員指名</p>	<p>① 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議 			
<p>公益委員会</p>				
<p>実地視察</p>	<p>令和元年9月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場実地視察 			
<p>香川県最低賃金</p> <p>元.7.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年7月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・生活保護関連資料説明 ・今後の審議日程 	<p>② 令和元年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<p>④ 令和元年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・全会一致で結審、令6条5項を適用し答申 本審へ報告 報告内容、時間額818円 (+26円、3.28%アップ) 令和元年10月1日効力発生
<p>専 門 部 会 冷凍調理食品製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額819円 (+26円 3.28%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年9月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額940円 (+25円 2.73%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>船舶製造・修理業、船用機低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額953円 (+25円 2.69%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>元.8.22 委員委嘱</p>	<p>① 令和元年9月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和元年10月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和元年10月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額883円 (+21円 2.44%アップ) 令和元.12.15 指定日発効 	

令和元年8月5日

香川労働局長
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月8日付け香労発基0708第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成29年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額766円）は、平成29年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 818円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 766円
- (3) 発効日 平成29年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成29年度
- (3) 生活保護水準（平成29年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,591円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$766 \text{円 (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.823 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 109,567 \text{円}$$

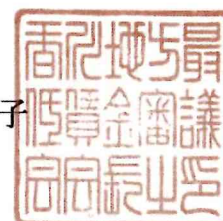
令和元年8月21日

香川労働局長

本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和元年8月21日貴職から、8月14日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

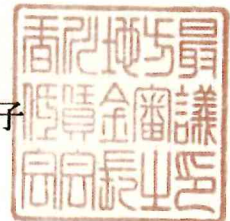
令和元年8月5日

香川労働局長

本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

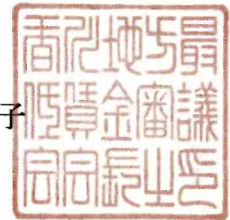
記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

令和元年 10 月 3 日

香川労働局長
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年8月5日付け香労発基 0805 第6号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 940 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

令和元年 10 月 3 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 5 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香
川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に
ついて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

春日川 路子

中村 亨

近澤 亨

柴田 潤子

山中 功

村上 康裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 940 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

香川県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

令和元年9月24日 (高松サポート合同庁舎南館101会議室)

- 1 部会長に籠池委員、部会長代理に柴田委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

令和元年9月26日 (高松サポート合同庁舎北館702会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

令和元年10月3日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (全会一致)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

令和元年 10 月 4 日

香川労働局長
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年8月5日付け香労発基 0805 第6号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 819 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

令和元年 10 月 4 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 東 圭 介

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 5 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

大 島 幹 敏

大 麻 素 久

籠 池 信 宏

國 方 利 泰

濱 田 徹

春日川路子

林 泰 宏

横 山 正 久

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 819 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

令和元年9月24日 (高松サンポート合同庁舎南館101会議室)

- 1 部会長に東委員、部会長代理に籠池委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

令和元年9月30日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

令和元年10月4日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (全会一致)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

令和元年 10 月 7 日

香川労働局長
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 5 日付け香労発基 0805 第 6 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 953 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

令和元年 10 月 7 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 5 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

和 泉 洋

篠 原 敬 周

籠 池 信 宏

鞍 井 尚 治

楨 田 昂

柴 田 潤 子

立 石 猛

山 脇 文 隆

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 953 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

令和元年9月24日（高松サンポート合同庁舎南館101会議室）

- 1 部会長に柴田委員、部会長代理に籠池委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

令和元年10月1日（高松サンポート合同庁舎南館103会議室）

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

令和元年10月7日（香川労働局第1会議室）

- 1 金額審議（公益案提示）
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

令和元年 10 月 9 日

香川労働局長
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年8月5日付け香労発基 0805 第6号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 883 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

令和元年 10 月 9 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 5 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

門 裕 介

木 下 和 洋

柴 田 潤 子

土 田 和 樹

久 保 仁

松田有加里

真 鍋 貴 光

福 家 正 一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 883 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和元年12月15日）

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

令和元年9月24日 (高松サポート合同庁舎南館101会議室)

- 1 部会長に東委員、部会長代理に柴田委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

令和元年10月7日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

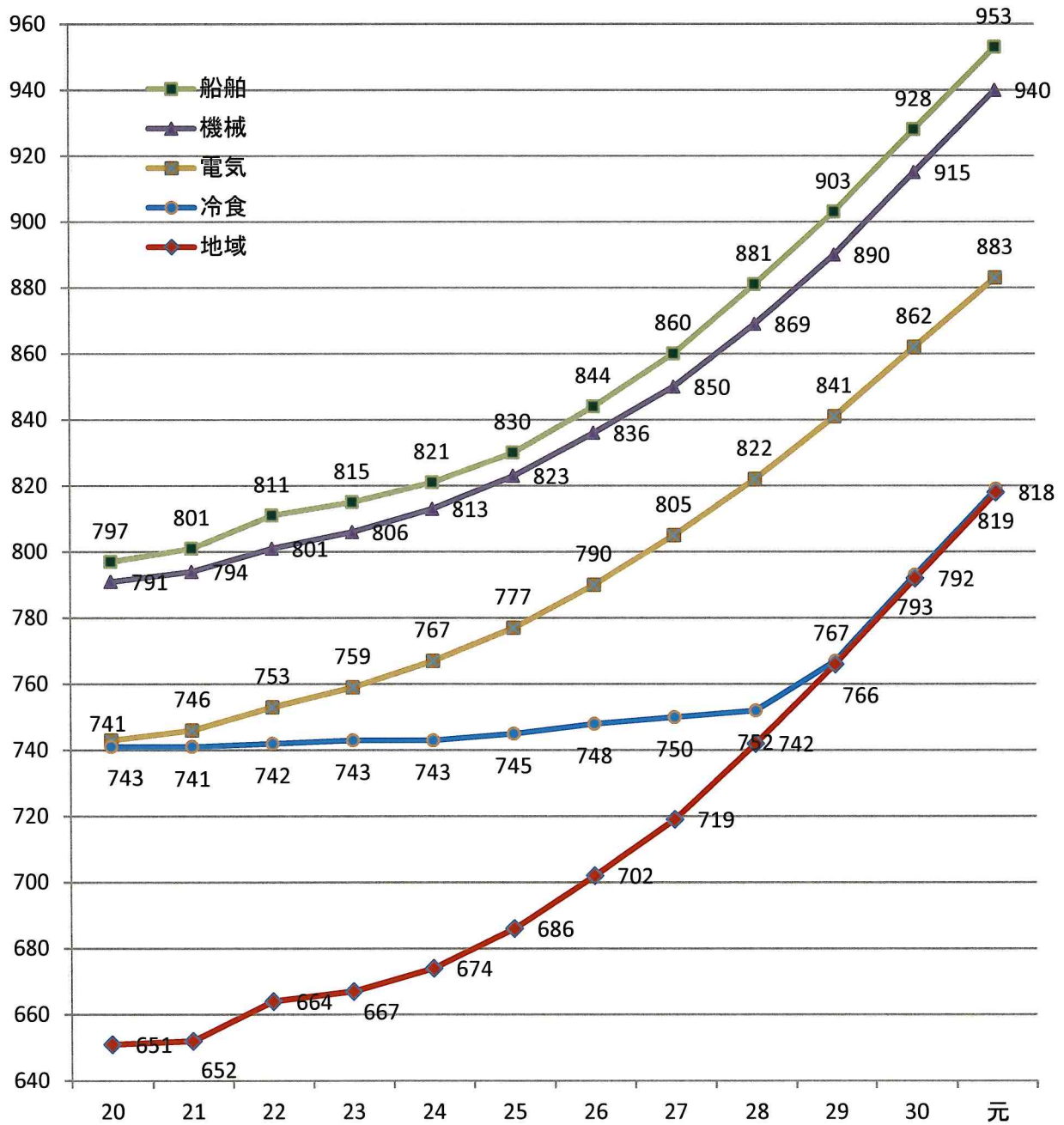
第3回専門部会開催

令和元年10月9日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (公益案提示)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

香川県の特定最低賃金の推移

資料№6-1



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
船舶	797	801	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953
機械	791	794	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940
電気	743	746	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883
冷食	741	741	742	743	743	745	748	750	752	767	793	819
地域	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818

特定最低賃金対象業種の状況

資料No.6-2

1 適用事業場数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冷食	24	24	52	47	47	48	49	50
機械	300	291	281	339	338	341	337	330
船舶	210	200	211	158	169	201	199	133
電気	119	115	122	145	145	129	130	131

2 基幹労働者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冷食	909	901	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987
機械	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078
船舶	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587
電気	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061

3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冷食		521	502	496	593	651	607	616
機械	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693
船舶	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019
電気	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919

4 影響率()内は未満率)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県最賃	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)	4.5% (1.2%)	6.6% (1.1%)	6.5% (1.6%)	8.1% (1.0%)

基幹労働者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冷食		6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)	6.0% (4.1%)	5.6% (2.7%)	6.7% (2.1%)	13.6% (5.2%)
機械	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)	4.7% (3.2%)	6.5% (3.9%)	3.5% (1.9%)	6.3% (3.2%)
船舶	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)	4.1% (3.9%)	7.5% (3.9%)	5.6% (2.7%)	5.2% (3.6%)
電気	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)	7.3% (4.8%)	9.4% (6.4%)	5.0% (2.7%)	15.6% (10.1%)

5 中位数(単位円)全労働者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冷食	867	857	888	877	978	897	946	963
機械	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307
船舶	1,455	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455
電気	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中賃目安(Cランク)	4	10	14	16	22	24	25	26
目安上積額	+3	+2	+2	+1	+1	±0	+1	±0
県最賃	7	12	16	17	23	24	26	26
冷食	0	2	3	2	2	15	26	26
機械	7	10	13	14	19	21	25	25
船舶	6	9	14	16	21	22	25	25
電気	8	10	13	15	17	19	21	21

令和元年8月09日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 五百旗頭 千奈美

副主任中央賃金指導官 水島 康雄

(代表) 03-5253-1111

(内線5546)

報道関係者 各位

すべての都道府県で地域別最低賃金の 改定額が答申されました

～東京、神奈川で全国初の時間額1,000円超え、全国加重平均額は901円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した令和元年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月31日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和元年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・東京、神奈川で全国初の時間額1,000円超え（東京都1,013円、神奈川県1,011円）
- ・改定額の全国加重平均額は901円（昨年度874円）
- ・全国加重平均額27円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額

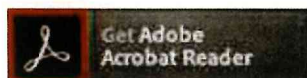
・最高額（1,013円）と最低額（790円）の金額差は、223円（昨年度は224円）となり、平成15年以降16年ぶ

りの改善。また、最高額に対する最低額の比率は、78.0%（昨年度は77.3%）と、5年連続の改善

・東北、九州などを中心に全国で中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が19県（昨年度は23県。目安額を3円上回る引上げ（鹿児島県）は、6年ぶり。）

 [\(別紙\) 令和元年度地域別最低賃金額答申状況 \(PDF : 129KB\)](#)

 [\(参考\) 地域別最低賃金の改正手続の流れ \(PDF : 46KB\)](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

令和元年度 地域別最低賃金 答申状況

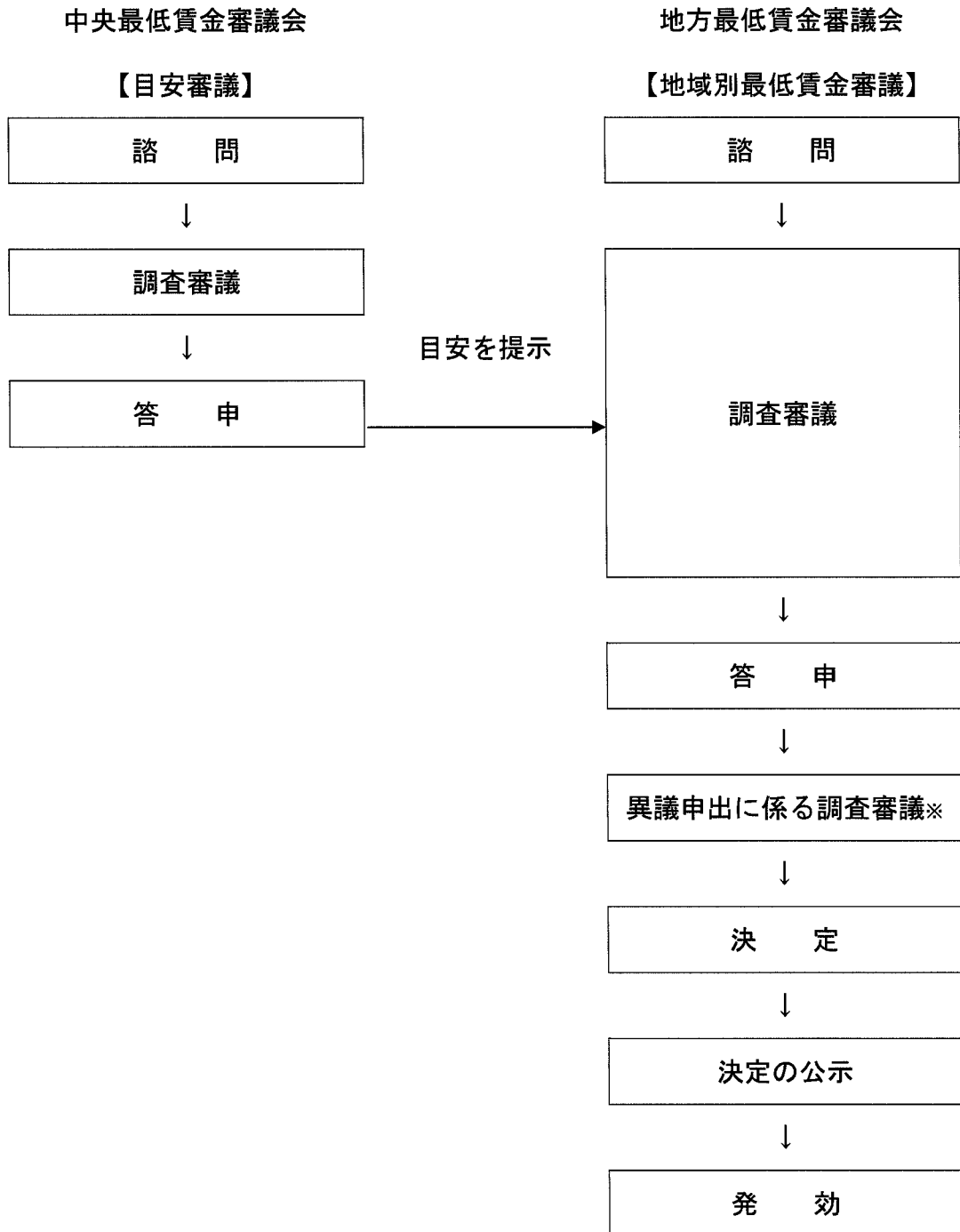
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額(円) (※1)	引上げ額 (円)	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	26	861 (835)	26	2019年 10月3日
青森	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
岩手	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
宮城	C	26	824 (798)	26	2019年 10月1日
秋田	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
山形	D	26	790 (763)	27	2019年 10月1日
福島	D	26	798 (772)	26	2019年 10月1日
茨城	B	27	849 (822)	27	2019年 10月1日
栃木	B	27	853 (826)	27	2019年 10月1日
群馬	C	26	835 (809)	26	2019年 10月6日
埼玉	A	28	926 (898)	28	2019年 10月1日
千葉	A	28	923 (895)	28	2019年 10月1日
東京	A	28	1,013 (985)	28	2019年 10月1日
神奈川	A	28	1,011 (983)	28	2019年 10月1日
新潟	C	26	830 (803)	27	2019年 10月6日
富山	B	27	848 (821)	27	2019年 10月1日
石川	C	26	832 (806)	26	2019年 10月2日
福井	C	26	829 (803)	26	2019年 10月3日※
山梨	B	27	837 (810)	27	2019年 10月1日
長野	B	27	848 (821)	27	2019年 10月4日
岐阜	C	26	851 (825)	26	2019年 10月1日
静岡	B	27	885 (858)	27	2019年 10月4日
愛知	A	28	926 (898)	28	2019年 10月1日
三重	B	27	873 (846)	27	2019年 10月1日
滋賀	B	27	866 (839)	27	2019年 10月3日
京都	B	27	909 (882)	27	2019年 10月1日
大阪	A	28	964 (936)	28	2019年 10月1日
兵庫	B	27	899 (871)	28	2019年 10月1日
奈良	C	26	837 (811)	26	2019年 10月5日
和歌山	C	26	830 (803)	27	2019年 10月1日
鳥取	D	26	790 (762)	28	2019年 10月5日
島根	D	26	790 (764)	26	2019年 10月1日
岡山	C	26	833 (807)	26	2019年 10月2日
広島	B	27	871 (844)	27	2019年 10月1日
山口	C	26	829 (802)	27	2019年 10月5日
徳島	C	26	793 (766)	27	2019年 10月1日
香川	C	26	818 (792)	26	2019年 10月1日
愛媛	D	26	790 (764)	26	2019年 10月1日
高知	D	26	790 (762)	28	2019年 10月5日
福岡	C	26	841 (814)	27	2019年 10月1日
佐賀	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
長崎	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
熊本	D	26	790 (762)	28	2019年 10月1日
大分	D	26	790 (762)	28	2019年 10月1日
宮崎	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	D	26	790 (761)	29	2019年 10月3日
沖縄	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
全国加重平均			901 (874)	27	-

→ 10月4日

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

香川労働局発表

令和元年9月25日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 松尾 武司 室長補佐 植田 泰明
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します

— J R 高松駅前でのリーフレット配布等を実施 —

香川労働局（局長 ^{ほんま} 本間 ^{ゆきてる} 之輝）は、令和元年10月1日に発効される香川県最低賃金「時間額818円」を周知するため、①J R 高松駅前、及び②各種説明会、イベント等において最低賃金のリーフレット等の配布を行います。

① J R 高松駅前での配布

日時 令和元年10月1日（火） 午前8時から午前8時30分頃まで

配布資料 別添のリーフレット及びポケットティッシュ

参加予定 香川労働局（局長等幹部職員）等

※当日に取材を行う場合は、事前に賃金室までご連絡いただくと幸いです。事前連絡なしでも取材は可能ですので是非お願いします。

② 各種説明会、イベント等

- ・香川健康づくり推進セミナー（令和元年10月3日13:30～ サンメッセ香川）
- ・介護事業者に対する労務管理講習会（令和元年10月11日13:30～ 香川労働基準協会）
- ・香川働き方改革フォーラム2019（令和元年10月30日14:00～ 高松商工会議所会館）

参考 別紙1 最低賃金制度の概要等

別添 リーフレット

最低賃金制度の概要等

1 最低賃金制度の概要

(1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

(2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

(3) 最低賃金の決定等

①最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、

②地域における労働者の生計費及び①賃金並びに③通常の事業の賃金支払い能力の 3 要素を考慮して決定されることとなっており、②を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

④審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。

⑤香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各 5 名の合計 15 名で構成されている。

⑥最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

2 今回の改正について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額 792 円を 26 円引き上げるもので、平成 14 年（時間額単独表示）以降、昨年度と並び最大の引き上げ幅です。

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう!

香川県 最低賃金

818 時間額 円

令和元年
10月1日から

26円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
香川労働局ホームページアドレス
<https://site.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度 検索



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？ | 確認したい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

中小企業
事業者の
皆さんへ



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。(R1.9)